

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
---------------	------	-----------	------	------

法人名	法人番号			
	事 業 年 度	年	月	日から 日まで

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑮若しくは⑯	①	兆	十億	百万
収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③			
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②			
期末の総従業員数	④			
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人				
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥			
差引	⑦			
外国の事業に係る控除額 又は⑫×別表5の2の2⑪/同表⑫	⑧			
再差引	⑨			
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			
特定内国法人				
特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑥)/同表⑤				
非課税事業をあわせて行う法人				
国内における非課税事業に係る期末の従業員 数				
国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数				

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	資本金の額 別表5の2下表1⑭
法第72条の21第1項第1号に係る加算	法附則第9条第1項に係る額 ⑭×2
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ⑭+⑰-⑱	法附則第9条第4項から第7項 及び平成28年改正法附則第5条第11項関係
資本金の額 別表5の2下表1⑭	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は⑰-⑱
資本準備金の額 仮計 ⑰+⑱	課税標準の特例に係る控除割合
⑰と⑱のいずれか大きい額	未収金の帳簿価額
	総資産価額
	平成28年改正法附則第5条第11項に係る額
	課税標準の特例に係る控除額 ⑳×㉑、㉒×㉓/㉔又は㉕

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ㉑×㉒/㉓	㉒					期末の総従業員数	㉔		
差引	㉕					非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉕×㉖/㉗	㉖					国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉘	人	
控除額計 ㉒+㉖	㉙					国内における事務所又は事業所の期末の従 業者数	㉚		